

新型コロナウイルスに伴う 市川市独自の取り組み

感染拡大防止策



- 外出自粛を啓発
- 保育園の原則休園
- 市立小中学校の休校措置
- 開庁時間の短縮
- 公共施設の臨時閉館
- 在宅勤務の段階的实施



緊急経済対策



- 事業者緊急支援
- ひとり親家庭の支援
- 給付金
- 雇用対策
- 市税等納税の猶予



医療対策



- ホテル借り上げの準備
- マスク・消毒液の配布や設置

相談体制の強化



- コールセンターの設置
- 広報いちかわでの周知

義務教育の継続



タブレット端末の貸し出し



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策のポイント

＜令和2年度一般会計補正予算（第1号）＞

＜令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）＞

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症対策に係る本市独自の支援策として、市内企業における感染拡大防止の取り組みに対する支援をはじめ、収入が一定割合減少した方やひとり親世帯に対する臨時の給付金などについて増額補正するものです。

また、補正予算に併せて収入の減少により、納付が困難となった場合における市税等の徴収猶予や、保育園保育料の登園自粛に係る減額について柔軟な対応を行います。

緊急経済対策

◎ 事業規模（A）～（C） 約 60億円

◎ うち財政支出（A）+（B） 約 51億円

＜一般会計＞

☆歳出予算

○中小企業及び個人事業主への支援 2,548,349 千円（A）

- ① 事業者緊急支援事業臨時給付金（中小企業等への給付：上限20万円） 2,404,161 千円
- ② 中小企業資金繰り支援（利子補給等） 144,188 千円

○生活に困っている世帯や個人への支援 2,597,343 千円（B）

- ③ 減収対策緊急支援給付金（住民税相当額を給付） 2,150,529 千円
- ④ 児童扶養手当緊急支援給付金（児童扶養手当の上乗せ） 235,180 千円
- ⑤ 教育ICT環境整備事業（タブレット等の貸出） 203,300 千円
- ⑥ 傷病手当の支給拡大（感染者への支援金） 8,334 千円

☆歳入予算

◎繰入金 5,145,692 千円

○財政調整基金繰入金 5,145,692 千円

＜歳入予算から減額が見込まれるものの補正予算には計上しないもの＞

○市税等の徴収猶予や保育園保育料の減額 △ 874,000 千円（C）

- ⑦ 市税の徴収猶予 △ 680,000 千円
- ⑧ 国民健康保険税、介護保険料の徴収猶予 △ 81,000 千円
- ⑨ 下水道使用料の徴収猶予 △ 8,000 千円
- ⑩ 保育園保育料の減額 △ 105,000 千円

＜特別会計＞

【国民健康保険特別会計】

○生活に困っている個人への支援 25,000 千円

☆歳出予算

○ 傷病手当金の支給拡大 25,000 千円

☆歳入予算

○ 県支出金（特別調整交付金） 16,666 千円

○ 繰入金（一般会計繰入金） 8,334 千円

25,000 千円

《財源確保策》

緊急経済対策の財源については、建設事業の凍結をはじめ、業務の縮小及び停止などを行い確保を図った。

【問い合わせ先】	①②	経済部	商工業振興課長	岡野谷 吉夫	047-711-3691
	③	財政部	市民税課長	藤城 好明	047-712-8660
	④	こども政策部	こども福祉課長	渡辺 薫	047-712-8539
	⑤	学校教育部	教育センター所長	小松崎 聡	047-320-3335
	⑥	保健部	国民健康保険課長	岩井 滴	047-712-8532
	⑦	財政部	納税・債権管理課長	須賀 裕子	047-712-8652
	⑧	(国保)保健部	国民健康保険課長	岩井 滴	047-712-8532
		(介護)福祉部	介護福祉課長	菊池 桂子	047-712-8542
	⑨	水と緑の部	下水道経営課長	松井 利樹	047-712-6359
	⑩	こども政策部	こども施設入園課長	小島 信也	047-704-0255
補正予算について		財政部	財政課長	大塚 信之	047-712-8595

市川市新型コロナウイルス感染症 に係る緊急経済対策

令和2年4月14日

施策別事業一覧

項目	事業名	事業費
中小企業及び 個人事業主への支援	事業者緊急支援事業臨時給付金	2,404,161千円
	中小企業資金繰り（利子補給等）	144,188千円
生活に困っている 世帯や個人への支援	減収対策緊急支援給付金	2,150,529千円
	児童扶養手当緊急支援給付金	235,180千円
	傷病手当の支給拡大	25,000千円 （一般会計繰出金8,334千円）
	市税徴収猶予の簡素化	約680,000千円（影響額）
	国民健康保険税及び 介護保険料の徴収猶予	国保 約76,000千円（影響額） 介護 約5,000千円（影響額）
	下水道使用料の徴収猶予	約8,000千円（影響額）
	保育園保育料の減額	約105,000千円（影響額）
義務教育の継続	教育 I C T 環境整備事業	203,300千円
雇用の維持	内定取消及び雇止め者の 会計年度任用職員への採用	既定予算対応
事業規模		約60億円

※影響額＝歳入予算から減額がみこまれるものの補正予算には計上しないもの

事業一覧

- | | | |
|----|------------------------------|-------|
| 1 | 事業者緊急支援事業臨時給付金 | 3 ページ |
| 2 | 中小企業資金繰り支援（利子補給等） | 3 ページ |
| 3 | 減収対策緊急支援給付金 | 3 ページ |
| 4 | 児童扶養手当緊急支援給付金 | 4 ページ |
| 5 | 教育 I C T 環境整備事業 | 4 ページ |
| 6 | 傷病手当の支給拡大 | 4 ページ |
| 7 | 市税徴収猶予の簡素化 | 5 ページ |
| 8 | 国民健康保険税・介護保険料の徴収猶予 | 5 ページ |
| 9 | 下水道使用料の徴収猶予 | 5 ページ |
| 10 | 保育園保育料の減額 | 6 ページ |

事業概要

事業名	1 事業者緊急支援事業 臨時給付金	2 中小企業資金繰り支援 (利子補給等)	3 減収対策緊急支援 給付金																		
担当課	商工業振興課	商工業振興課	市民税課																		
目的	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業者独自の取り組みを支援すること。	新型コロナウイルス感染症に起因する影響を受けた中小企業や者に対する資金繰りの支援	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計収入の支援																		
対象	市内に主たる事務所又は事業所のある中小企業又は個人事業主 ※想定最大対象者数：約12,000	①市内に主たる事業所があるもの ※法人の場合事業実態がある本店 ②市のセーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた事業者 ③県のセーフティネット資金の「市町村認定枠」の融資利用者	前年度の収入500万円以下かつ前年同期比20%以上減収見込みの者																		
制度	【給付額】 上限20万円 【対象】 感染症拡大防止の取り組みに対する給付及び補助 (1) 休業・短縮営業の実施 (2) その他感染症拡大防止に対する取り組み ・店舗の消毒、マスクや消毒液の購入 ・テレワークの実施 ・イベントやセミナーの中止 など	【補助対象融資限度額】 20,000千円 【利子補給】 融資実行から3年間分の利子を最大全額補助（補給率1％） 【信用保証補助】 融資実行から3年間分に相当する信用保証料を最大全額補助 【資金使途】 運転資金 ※国の資金繰り支援内容によって変更となる可能性あり	上記対象者に令和元年度の住民税相当額を支給（全納税義務者の10％相当） <table><tr><td>給与収入額</td><td>給付額</td></tr><tr><td>500万円</td><td>222,000円</td></tr><tr><td>400万円</td><td>166,000円</td></tr><tr><td>300万円</td><td>108,500円</td></tr><tr><td>200万円</td><td>56,900円</td></tr><tr><td>100万円</td><td>7,700円</td></tr><tr><td colspan="2">合計額：1,809,000千円</td></tr><tr><td>非課税者 5,000円（均等割額）</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">合計額： 290,000千円</td></tr></table>	給与収入額	給付額	500万円	222,000円	400万円	166,000円	300万円	108,500円	200万円	56,900円	100万円	7,700円	合計額：1,809,000千円		非課税者 5,000円（均等割額）		合計額： 290,000千円	
給与収入額	給付額																				
500万円	222,000円																				
400万円	166,000円																				
300万円	108,500円																				
200万円	56,900円																				
100万円	7,700円																				
合計額：1,809,000千円																					
非課税者 5,000円（均等割額）																					
合計額： 290,000千円																					
事業費	2,404,161千円	144,188千円	2,150,529千円																		

事業概要

事業名	4 児童扶養手当緊急支援給付金	5 教育ICT環境整備事業	6 傷病手当支給の拡大
担当課	こども福祉課	教育センター	国民健康保険課
目的	新型コロナウイルス感染による経済的影響を受けやすいひとり親世帯等に対し、生活の支援を図る	休校により児童生徒が自宅においてタブレットを利用して学校からの学習動画等の視聴を可能とし、学習支援を図るもの	新型コロナウイルス感染症に感染した者等の収入減少に対する家計収入の支援
対象	児童扶養手当受給者 (～高校卒業(18歳)まで)	公立小・中学校等の児童生徒で学校からの学習動画等の配信が受けられる環境が整っていない家庭	国民健康保険に加入している被保険者である被用者のうち新型コロナウイルス感染症(感染者及び疑いのある者)により、出勤停止等の措置により休業した者
制度	児童扶養手当受給者に臨時給付金を支給するもの(所得制限あり)。 【国の制度】 所得に応じて 43,160円～3,060円/月まで ※定期支給：奇数月の年6回 【支給日】 定期支給月の翌月末 (支給回数：偶数月3回) 【給付額】 第1子 40,000円 第2子加算 20,000円 第3子以降加算 10,000円	公立小・中学校等でパソコン等の無い家庭に対して、アクセス可能なタブレット等を貸し出すもの。 【想定貸出台数】 6,000台 【想定賃借料】 3年間リースで600,000千円	生計費に充てる賃金に代わるものとして支給するもの。 【把握方法】 申請方式 直近の継続した3か月の給与等 【支給額】 1日当たりの支給額×休暇日数 ※1日当たりの支給額 (直近3か月の給与収入の合計 ÷就労日数) 支給額の2/3は、国庫補助対象 <u>残りの1/3を市単により上乘給付</u> 《条例改正要》
事業費	235,180千円	203,300千円	25,000千円 (繰出金8,334千円)

事業概要

事業名	7 市税徴収猶予の簡素化	8 国民健康保険税及び介護保険料の徴収猶予	9 下水道使用料の徴収猶予
担当課	納税・債権管理課	国民健康保険課・介護福祉課	下水道経営課
目的	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した家計負担の軽減
対象	新型コロナウイルス感染症に起因する収入が減少した市税納税義務者（個人・法人・固定・都計税等） ①災害により財産に相当な損失 ②本人又は家族が病気 ③事業廃止又は休止 ④事業に著しい損失	新型コロナウイルス感染症に起因する収入が減少した国民健康保険税及び介護保険料（普徴に限る）納付義務者 原因は左記①～④と同じ	新型コロナウイルス感染症に起因した収入が減少した下水道使用料納付義務者
制度	納税猶予の申請の簡素化を図るもの（個別対応）。 【国制度】 ・前年同期比概ね20%以上の減 ・収支や財産状況の証拠書類要す ・無担保 ・延滞金無 【拡大内容】 ・収入減少の制限なし ・提出資料の簡素化	・国民健康保険税条例に規定あり。 ※市税の例により納税猶予の簡素化を行う。 ・市川市介護保険条例に規定あり。 徴収猶予制度の積極的活用を図るもの。	下水道条例及び下水道使用料条例施行規則に規定あり。 徴収猶予制度の積極的活用を図るもの。
事業費	約680,000千円 （影響額）	国保 約76,000千円 介護 約5,000千円 （影響額）	約8,000千円 （影響額）

事業概要

事業名	10 保育園保育料の減額
担当課	こども施設入園課
目的	新型コロナウイルス感染症に起因する収入減少に伴う家計支出の負担抑制
対象	公立保育園 私立保育園 小規模保育事業所 等通園児
制度	【減額制度】 ・感染予防のため、登園を自粛した際には、休園した分の保育料を還付するもの。
事業費	約105,000千円 (影響額)

< 新型コロナウイルス感染症の拡大防止 >

第 1 弾

- ▶ **窓口の分散化**：業務継続を目的として、同じ業務に従事する職員の執務室の分散化
- ▶ **時差出勤の導入**：通勤のピークの時間帯を避けることで職員の感染リスクを低減

第 2 弾

- ▶ **開庁時間の短縮**
- ▶ **一部テレワークの実施**

【来庁者及び職員の感染防止策】

- ・来庁者及び職員の接触機会の削減
- ・通勤のピークの時間帯を避けることで、職員の感染リスクを低減

勤務時間等		月	火	水	木	金	土	日
区分	変更後							
勤務時間(開始)	9:55							
開庁時間(開始)	10:00							
		通常業務の開庁時間						新型コロナウイルス感染症 対策に集中した 事務を実施
開庁時間(終了)	16:00							
勤務時間(終了)	18:40							
		開庁時間の短縮で生じた勤務時間は、テレワーク等に充てる						

第 3 弾

- ▶ **テレワークの拡大**：人との接触機会を最低 7 割削減し、職員・来庁者の感染を防止
 - ・テレワークの環境を整備し、対象業務を拡大
 - ・グループ分けにより交替制で、1 日ないしは週単位でのテレワークを実施

【問い合わせ先】

総務部給与課

担当：吉田 一弘

TEL：047(712)8579

総務部職員課

担当：青田 維也

TEL：047(712)8574

新型コロナウイルスに関するコールセンターの開設について

本市では、これまで健康に関する電話相談を、1月下旬から保健センターにて実施してきました。

現在、各部署に多岐に亘る相談が多くあることから、迅速かつ的確な対応を図るため、以下の内容で「コールセンター」を開設します。

記

1. コールセンターの内容

- (1) 経済に関すること（事業者への経済支援、税の減免猶予など）
 - (2) 子育てに関すること（子育て相談、学習相談など）
 - (3) 健康に関すること（健康相談、DV相談など）
 - (4) 福祉・生活支援に関すること（介護・福祉、生活支援など）
 - (5) その他、新型コロナウイルスに関すること
- 直通電話：7 1 2－8 6 6 1（新設）
：7 1 2－8 5 5 1（健康相談に関すること）

2. 開設日時

- (1) 開設日：当面の間（土日祝日含む）※準備が整い次第、開設します
- (2) 開設時間：10時から20時

以上

お問い合わせ先

危機管理室 危機管理課

電話 7 1 2－8 5 6 3